

地域住宅計画

いるましぜんいき
入間市全域

いるまし
入間市

平成22年3月

地域住宅計画

| | | | |
|-------|----------|-------|-------|
| 計画の名称 | 入間市全域 | | |
| 都道府県名 | 埼玉県 | 作成主体名 | 入間市 |
| 計画期間 | 平成 22 年度 | ～ | 26 年度 |

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

本市は、埼玉県の南西部に位置し、都心から40km圏にあり、将来都市像として「香り豊かな緑の文化都市」の実現を目標とし、自然と調和したまちづくりを推進している。

本市の市営住宅の管理戸数は、現在、21団地449戸であるが、木造住宅（13団地131戸）は、既に耐用年数を経過しており、中層住宅も昭和40年代～50年代に建築したものが多く、全般的に老朽化や設備機能の低下等が懸念されている。

このような状況から、平成20年度に「多様な居住ニーズへの対応を目指した住宅の供給」を基本理念とした「入間市市営住宅ストック総合活用計画」を策定した。

今後は、この計画に基づく市営住宅の計画的な建替及び改善事業が求められている。

2. 課題

- 木造住宅については、建物の老朽化に伴い建替等の整備（統廃合を含む）が必要である。
- 新耐震基準前に建築した中層住宅については、耐震診断・補強工事を実施し地震に強い住宅への改修が必要であるとともに、住環境の向上を図る必要がある。

3. 計画の目標

『多様な居住ニーズへの対応を目指した住宅を提供する』

4. 目標を定量化する指標等

| 指 標 | 単 位 | 定 義 | 従前値 | | 目標値 | |
|------------------------|-----|------------------|-----|------|-----|------|
| | | | | 基準年度 | | 目標年度 |
| 木造住宅における中層住宅等への建替戸数の割合 | % | 木造団地13団地131戸の建替え | 0% | 22 | 30% | 26 |
| 中層住宅における耐震化の割合 | % | 中層団地7団地15棟の耐震化 | 53% | 22 | 73% | 26 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

- 既存の木造住宅を解体し、中層耐火構造の住宅を整備することで、老朽化した木造住宅の減少を図る。
- 中層住宅のうち、耐震診断で補強工事が必要な3棟について、耐震補強工事を実施し安全性の向上を図る。

(2) 提案事業の概要

- 避難路、居住性向上の改修工事を実施する。（設計）

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

| 事業 | 事業主体 | 規模等 | 交付期間内 事業費 |
|----------------|------|--------|--------------|
| 公営住宅等整備事業 | 入間市 | 1団地40戸 | 612 |
| 公営住宅ストック総合改善事業 | 入間市 | 3棟 | 90 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | 702 |

提案事業

| 事業 | 細項目 | 事業主体 | 規模等 | 交付期間内 事業費 |
|----------------|------------|------|-----|--------------|
| | | | | |
| 公営住宅ストック総合改善事業 | 個別改善事業(設計) | 入間市 | 1棟 | 3 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | 3 |

(参考)関連事業

| 事業(例) | 事業主体 | 規模等 |
|-------|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。